

令和5年3月2日

市職員による市税等の着服に伴う懲戒処分について

このたび、本市職員による市税の着服が判明しましたことから、職員の懲戒処分を行いましたので報告いたします。

職員による市税の着服という、決してあってはならない行為であり、市民の皆様を裏切るとともに、市政に対する信頼を著しく失墜させるもので、深くお詫び申し上げます。

1 処分事案について

- (1) 非違行為の種類 公金横領
- (2) 非違行為者 総務部 主事 20代
- (3) 非違行為の概要

令和3年12月から令和4年12月の間に、市税4件（約60万円）について着服した。

2 処分内容について

- (1) 処分年月日 令和5年2月28日
- (2) 行為者の処分 懲戒免職
- (3) 管理監督者の処分

総務部 部長職	50代	減給10分の1	1か月
総務部 課長職	50代	減給10分の1	2か月
総務部 課長補佐職	50代	減給10分の1	1か月

3 発覚の経緯について

令和5年2月16日16時ごろ、非違行為者本人が不在のため、同僚の職員が机を整理していたところ、徴収事務の処理が途中で止まっていると思われる書類を発見した。

同様のものがないか精査したところ、他に3件の疑わしい事例が発見された。

2月20日に本人に確認すると、4件すべて自分が着服して借金の返済にあてたことを認めた。

4 その他

今後の対応については、警察への相談や被害届の提出も含め検討中です。

以上